

公認技術代表クロスカントリー部細則

(趣 旨)

1. この細則は、公認技術代表規程第11条に基づき、必要な事項を定める。

(公認大会の技術代表)

2. 本連盟公認のクロスカントリー競技会の技術代表（以下「TD」という。）は、本連盟が発行する「全日本スキー・スノーボード連盟クロスカントリー技術代表資格証（以下「TDライセンス」という。）」を所有する者でなければならない。

(受検資格)

3. TD受検者は、次の各号に掲げる事項を満たしていなければならない。
 - (1) 本連盟の、競技運営指導員及び競技技術指導員又はクロスカントリースキー検定員の有資格者であり、各加盟団体長の推薦により、本連盟が必要とする者
 - (2) 年齢は、学科検定を受検する年の4月1日現在、30才～50才の者
 - (3) 前1号及び2号のほか、長年、本連盟公認競技会の運営及び技術指導に携わり、現在も指導者として活動し、各加盟団体長の推薦により、本連盟が必要とする者

(審査及び公認)

4. TDライセンス付与のための審査は、学科検定及び次の各号に掲げる実地審査とする。
 - (1) 実地審査は、学科検定合格後、本連盟が指定する公認大会会場において実地研修として行い、実地研修は、学科合格年を含み2年間のうちに3回受けなければならない。ただし、2年間で修了しない場合は、学科合格は無効となる。
 - (2) 審査は、本連盟クロスカントリー技術・運営委員会で行い、理事会が公認をする。

(研 修)

5. TDライセンス所有者は、本連盟主催の2年に1回開催するTD研修会を受けなければならない。ただし、欠席の場合は次の各号に掲げるとおりの措置を行う。
 - (1) TD研修会を2回続けて欠席した場合は、資格停止とする。
 - (2) 正当な理由がなく、連続3回TD研修会へ参加できなかった場合は、TDの資格を喪失するものとする。

(資格停止の解除)

6. 前項の資格停止の解除を希望する者は、会長あてに資格停止解除申請書に停止になった事由を記載し、加盟団体を経て提出し、当該委員会の審査を受け、解除を妥当とする者は理事会の承認を経て資格の停止を解除する。ただし、滞納分の当該年度分の会員登録料・年次登録料を納付し、当該年度のTD研修会を受けなければならない。

(競 技 長)

7. 本連盟公認競技会の競技長は、TDの有資格者でなければならない。

(細則の改廃)

8. この細則の改廃は、競技本部理事会の議決による。

平成27年12月15日 改正

令和8年7月16日 改正、令和8年8月1日 施行